

第33回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月10日（金） 午後2時00分から午後4時20分

2. 開催場所 甲賀市役所 301会議室

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 17名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	10	倉田 一良
委員	1	小倉 剛	委員	11	中川 講一
委員	2	瀧井 和雄	委員	12	伴 慎也
委員	3	川村 克己	委員	13	寺田 勝典
委員	4	西田 くみ子	委員	14	林 廣美
委員	5	山下 年数	委員	15	福永 甚藏
委員	6	葛原 準子	委員	16	林田 清光
委員	7	吉田 新太郎	委員	17	服部 嘉子
委員	8	森地 隆照			

5. 欠席委員 2名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
委員	9	高井 啓	委員	18	田畑 啓之助

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席13番 寺田 勝典 委員

議席14番 林 廣美 委員

8. 総会日程

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

- 議案第163号 農地法第2条第1項に定める農地でないことの証明書交付申請審議について
- 議案第164号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第165号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第166号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第167号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第168号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について
- 議案第169号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による甲賀農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第170号 令和2年度委員農地パトロール計画(案)について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

6) 報告及び協議事項

- 副会長報告事項
- 事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者(3名)

- | | |
|------|-------|
| 事務局長 | 伊藤 勲 |
| 局長補佐 | 松井 章 |
| 農政係長 | 谷川 智彦 |

10. 会議の概要

事務局長 第33回甲賀市農業委員会総会を開会

全 員 【市民憲章唱和】

事務局長 開会にあたり、北田会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 ・新型コロナウイルス感染拡大による社会・経済活動への影響
・総会運営の活性化

事務局長 ありがとうございます。

これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席9番 高井啓委員、議席18番 田畑啓之助委員の2名で、遅参、早退の届出はございません。よって本総会の出席委員は17名で、法定定足数である過半数に達しておりますので開会を宣言いたします。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席13番 寺田勝典委員と、議席14番 林廣美委員を指名いたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 それでは最初に、議案第163号「農地法第2条第1項に定める農地でないことの証明書交付申請審議について」を議題といたします。

まず、2条調書、整理番号7番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第163号をご説明申し上げます。議案書は2ページ、参考図は1ページ、2ページとなります。

整理番号7番につきまして、ご説明申し上げます。

申請地は昭和58年頃から農地として利用することなく現在に至り、周囲の山林と一体化していることから、非農地としての証明を申請されました。

申請内容を審査した結果、甲賀市農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準である「耕作放棄後20年以上経過し、荒廃地と化しているもので、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のないもの」に該当するため、農地法第2条第1項に規定する農地には該当せず、証明要件を満たしていると考えられます。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

整理番号7番につきましては、議席2番 瀧井委員、説明をお願いします。

- 担当農委 2番、瀧井です。事務局から説明のありました2条調書整理番号7番に対し、説明をさせていただきます。
- 去る3月10日に、富川農地利用最適化推進委員とともに、現地の状況について、資料を基に協議いたしました。本申請地は、周辺農地を含め荒廃農地B分類であり、調書に示されているように37年に渡り耕作放棄地となって、木が生い繁り山林化していることから、今後農地としての復元も困難であると考えられ、非農地であることについてやむなしと思います。証明相当であると思われるので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
- 続いて区域番号11番 富川推進委員、補足説明をお願いします。
- 担当推委 11番、富川です。事務局ならびに瀧井委員から説明のあったとおりです。現地一帯は山林化がかなり進んでおり、当該農地へもたどり着くのが難しい状態です。農地へ戻すのは相当困難だと考えます。ご審議よろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
- ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。なお、ご質問される委員は、議席番号とお名前をお願いいたします。以後のご質問につきましても、同様をお願いいたします。
- 委員 **【異議なしの声】**
- 議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号7番について採決いたします。
- 賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 **【挙手全員】**
- 議長 挙手全員でございます。
- よって、整理番号7番につきましては、原案のとおり可決し、交付することに決定いたします。
- 議案第163号については、以上であります。
- 議長 続きまして、議案第164号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
- まず、3条調書、整理番号29番について審議いたします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号29番につきまして、ご説明申しあげます。議案書は4ページから、参考図は3ページから4ページとなります。申請地は、農業振興地域内の農用地であります。
- 申請理由及び概要について説明いたします。譲渡人は農業経営規模縮小を考えて

いたところ、申請地の隣接地を耕作している譲受人と農地の所有権移転について合意され申請されました。譲受人は申請地にて引き続き水稻栽培される予定であります。

申請内容を審査しました結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

整理番号29番につきましては、議席4番 西田委員、説明をお願いします。

担当農委

4番、西田です。事務局から説明のあったとおりでございます。譲渡人は先代から非常に熱心に農業に取り組んでおられ、今回の譲渡人も農業をしていただいております。ところが子息の海外勤務が多く、家族で正月に相談されたところ、今後跡を継いで農業を続けることはとてもできないので、なんとかしたく、隣接地の方、譲受人に相談されたところ、引き続き耕作してもよいとのことで、今回の売買が成立したということです。

また、譲渡人は他にももう1カ所、県道沿いですが農地を所有されており、耕作していただける方を探しておられます。ご本人としては、地元の農家の方に後をお願いしたいと希望されております。

議 長

ありがとうございました。

続いて区域番号25番 山本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委

25番、山本です。西田委員から詳しく説明いただきました。補足しますと、申請地は、現在譲受人が水田耕作をされている隣の田になります。水利状況等いろいろなことを心得ておられますので、売買後も十分耕作していただけると思います。よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員

【異議なしの声】

議 長

ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号29番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員

【挙手全員】

議 長

挙手全員でございます。

よって、整理番号29番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

- 議 長 続きまして、整理番号30番・31番については、関連がございますので、一括審議といたします。
なお、採決につきましては、個々に行います。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号30番および31番につきまして、一括してご説明申しあげます。参考図は5ページから6ページとなります。申請地は、農業振興地域内の農用地であります。
申請理由及び概要について説明いたします。譲渡人は20年以上前に集落から転居されており、農地の有効利用のため申請地近くを耕作されている譲受人と農地の所有権移転について合意され申請されました。譲受人は申請地にて引き続き水稻栽培される予定であります。
申請内容を審査しました結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます
- 議 長 ありがとうございます。
整理番号30番・31番につきましては、議席19番 私から説明をいたします。
- 担当農委 事務局から説明のあったとおりで、この地域については周りがすべて農地であります。譲渡人は当該地を管理してはおりますが、離れて生活をしておられることもあり、当該地が荒廃地になりつつあります。当該地の周囲がちょうど譲受人の農地であり、快く思いを受け取られました。荒れることなく引き続いて農地として利用されていくということで、何ら問題なく許可相当だと思っております。なお、申請地は譲受人が担当の農地利用最適化推進委員と関係ですので、隣接する区域の推進委員とともに6日に現地を確認しました。
- 議 長 ありがとうございます。
続いて、整理番号30番につきましては、区域番号43番 植西推進委員、補足説明をお願いします。
- 担当推委 43番、植西です。別に補足説明はございません。北田委員の説明のとおりでございます。どうかご審議よろしく申し上げます。
- 議 長 ありがとうございます。
続いて、整理番号31番につきましては、区域番号45番 関谷推進委員、補足説明をお願いします。
- 担当推委 45番、関谷です。事務局および委員の説明のとおりであります。補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願いたします。
- 議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、整理番号30番・31番一括してお伺いたします。

- 委員 【異議なしの声】
- 議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、まず、整理番号30番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号30番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議長 続きまして、整理番号31番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号31番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第164号については、以上であります。
- 議長 続きまして、議案第165号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
最初に、4条調書、整理番号22番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案165号、整理番号22につきましてご説明申し上げます。議案書は6ページから、参考図は7ページ、8ページ、土地利用計画は9ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地であります。
転用理由及び概要について説明いたします。申請者は、住居への進入路および駐車スペース確保のため、申請地を適地と判断し申請されました。計画によりますと、現状地盤のまま進入路、駐車場に転用されます。雨水排水は道路側溝に放流し処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得られております。
以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。
- 議長 ありがとうございます。
整理番号22番につきましては、議席12番 伴委員、説明をお願いします。
- 担当農委 12番、伴です。事務局から説明のありましたように、申請地は、参考図、土地利用計画図の専用住宅地の空いてある方で、右側にすでに母屋が建っています。そ

の横へ離れを建てる折に、屋敷畑であった所を車の出入りとするために、昭和49年頃に埋め立てておられるという案件です。申請者が家を建てた折に、昔のまま農地であったことが分かり、今回転用申請が出てきたということです。周辺には影響を及ぼす田もなく宅地ばかりですので、許可相当だと思います。よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
続いて区域番号4番 算推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 4番、算です。説明いただいたとおりで補足説明はございません。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号22番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号22番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号23番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号23番につきまして、ご説明申しあげます。参考図は10ページ、11ページ、土地利用計画は12ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第2種農地であります。

転用理由及び概要について説明します。申請地の周囲が山林であり、耕作が困難のため、山林として管理するため申請されました。計画によりますと、現状地盤のまま排水用の溝を掘り、杉を60本定植されます。雨水排水は敷地内自然浸透により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号23番につきましては、議席10番 倉田委員、説明をお願いします。

担当農委 10番、倉田です。事務局から説明のあった議案について意見を申し述べます。所有者から聞き取りをしたところ、現地はもともと湿田で、日当たりも悪く、農地に不向きであったため耕作を放棄していましたが、約50年に先代が植林をして、山林として管理してきました。今般、近隣のため池の改修工事に伴う公図確認で農地の転用手続きができていないことが判明しました。現地を確認しますと、現地はすでに山林化しておりました。この際、排水と杉の補植を行う、山林の再整備を目的とする転用申請であり、農地への復元は極めて困難であり、転用による周辺農地への影響も想定できず、本申請は適切であると判断しました。以上から本申請の許可は妥当であると思しますので、よろしく審議決定くださるようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号23番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号23番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号24番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号24番につきまして、ご説明申しあげます。参考図は13ページ、14ページ、土地利用計画は15ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明します。申請者は、住宅離れへの進入路を確保のため、申請地を適地と判断し申請されました。計画によりますと、現状地盤のまま農業用倉庫、進入路、および庭に転用されます。雨水排水は道路側溝等に放流し処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
整理番号24番につきましては、議席5番 山下委員から説明をお願いいたします。

担当農委 5番、山下です。事務局から説明いただきましたように、当該案件につきまして、既設の建物が建っておりますが、ここの家の子息が離れを建てようと思い申請されたところ、当該申請地が農地であったということが判明いたしまして、今回申請となったものでございます。3月1日に推進委員と現地を確認させていただきました。周辺は整備されており、排水等も問題なく、周辺の農地にも影響を及ぼさない状況であるため、やむを得ないものと判断いたしまして許可相当と考えます。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
続いて区域番号23番 瀬古推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 23番、瀬古です。事務局並びに山下委員の説明のあったとおりでございます。特に補足説はございません。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号22番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号24番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号25番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号25番につきまして、ご説明申しあげます。参考図は16ページ、17ページ、土地利用計画は18ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。申請者は、家族が増加したことに伴い、住宅改築および駐車スペースの確保のため、申請地を適地と判断し申請されました。計画によりますと、現状地盤のまま一般住宅、駐車場および庭に転用されます。雨水排水は敷地内自然浸透により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。
整理番号25番につきましては、議席4番 西田委員、説明をお願いします。

担当農委

4番、西田です。事務局から説明していただいたとおりです。昭和40年代に母屋を建てた時点で進入路として使っていたということで、そのまま今も駐車場にしているということです。若い方が帰って来られ、駐車場の申請をしなければならぬということで調べたところ、農地のままであることが判明したため、急いで申請されることとなりました。現地は、3月26日に確認いたしました。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員

【異議なしの声】

議 長

ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号25番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員

【挙手全員】

議 長

挙手全員でございます。
よって、整理番号25番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長

続きまして、整理番号26番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号26番につきまして、ご説明申しあげます。参考図は19ページ、20ページ、土地利用計画は21ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。申請者は、居住地に新たな駐車スペース確保のため、申請地を適地として判断され申請されました。計画によりますと、現状地盤のまま駐車場に転用されます。雨水排水は住宅敷地の既存側溝への放流により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号26番につきましては、議席3番 川村委員、説明をお願いします。

担当農委 3番、川村です。内容等につきましては事務局の説明のとおりです。現地確認を
しました結果、左側はほとんどコンクリート敷きで、今の申請部分につきましては
同じく進入路の一部で、昔はこのとおり田となっております。ここから上の方に
地域のグラウンドがあり、グラウンドの道路と今の進入路の境は、現地確認では判
らない状態でした。下の方にある農家住宅ですが、今は誰も住んでおられないので
すが、若い夫婦が他所にお住まいであり、この住んでいない農家住宅を壊して新し
く家を建てて住むということで、帰って来られるということでありたいことで
すね、と話をしながら周囲も確認いたしました。悩みは結構湿地で、地盤、基礎をし
っかりしなければ、と話されておりました。どうぞご審議のほどよろしくお願
いします。

議 長 ありがとうございます。
続いて区域番号30番 山口推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の
意見書の朗読をお願いします。

事務局 意見書を朗読します。
整理番号26番について、現地申請地を見ましたが、問題ないと思います。ご
審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご
質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号26番について採
決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号26番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに
決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号27番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号27番につきまして、ご説明申しあげます。参考図は22ページ、23
ページ、土地利用計画は24ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第
3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。申請者は、建物敷地と一体的に庭、進入路に利用するため、申請地を適地と判断し申請されました。計画によりますと、現状地盤のまま庭、進入路として転用されます。雨水排水は道路側溝への放流により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
 整理番号27番につきましては、議席15番 福永委員、説明をお願いします。

担当農委 15番、福永です。3月4日に確認しましたところ、事務局の説明のありましたとおり、周辺の農地に影響は及びません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
 続いて区域番号34番 渡邊推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読をお願いします。

事 務 局 意見書を朗読します。
 整理番号27番について、地目は畑ですが現況は宅地ですし、当番地は庭と進入路で塀の中であり、他の農地には全く影響はないと思いますのでよろしく願いします。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号27番について採決いたします。
 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
 よって、整理番号27番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
 議案第165号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第166号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

最初に、5条調書、整理番号60番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第166号、整理番号60番をご説明申しあげます。議案書は9ページから、参考図は25ページ、26ページ、土地利用計画は27ページとなります。申請地は、市街化調整区域の第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は、申請地に新たな駐車スペース確保のため、申請地を適地と判断し申請されました。計画によりますと、譲渡人より所有権を移転し土地の造成を行い、自家用車5台分の駐車場として利用されます。また、雨水は側溝への放流により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には資金を証明する資料が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

整理番号60番につきましては、議席10番 倉田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 10番、倉田です。事務局から説明のあった議案について意見を申し述べます。現地を確認しましたところ、現地の周囲は甲賀市の幹線道路、旧国道307号ですが、道路と譲受人の宅地などの非農地で、面積も狭く相当の段差もあり、現在は家庭菜園として利用されていますが、農業としての利用は困難と考えます。隣接の居宅は駐車場に困っており、駐車場として土地活用をすることは適正と考えます。事務局の説明のありましたように、この土地の一部を借りて、旧国道からバックで駐車場に入っておられ、非常に危険な駐車の方法をされています。相当駐車場に困っておられますので、この土地を駐車場として土地活用することは大変有効であると考えています。周辺への関係ですが、近隣には圃場整備された畑が広がっておりますが、当該転用が及ぼす影響は全くないと判断します。以上から本申請の許可は妥当であると思っておりますので、よろしく審議決定くださるようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続いて区域番号5番 清水推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 5番、清水です。事務局ならびに倉田委員からご説明がございましたとおりです。本申請地は、旧国道の307号の歩道沿いの土地です。この歩道には転落防止柵が設置されており、農耕車両の進入は不可能です。今回の申請につきましては、駐車場として利用されるということですが、既存の駐車場には軽自動車1台程度しか入れず、それも前進で入り出車時にはバックで出る。歩道を通行する通学時間帯と重なると、中高生の自転車の通行ならびに出勤する車と交錯する危険性があり、私も懸念しておりました。これで交通事故の可能性も減少するのではという思いがあります。交通事故を未然に防ぐためにも、今回の申請を許可いただけたらと思いますので、よろしくご審議のほどお願い申しあげます。

- 議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号60番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号60番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、整理番号61番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号61番につきまして、ご説明申しあげます。参考図は28ページ、29ページ、土地利用計画は30ページとなります。申請地は、非線引都市計画区域外の第3種農地であります。
申請理由及び概要について説明いたします。譲受人は自身が経営する法人の事務所建築のため、申請地を適地と判断し申請されました。計画によりますと、譲渡人より所有権を移転し土地の造成を行い、事務所を1棟建設され、法人に貸し出されます。雨水排水は敷地内自然浸透と道路側溝への放流、汚水は公共下水により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、借入金により賄われる予定で、申請書には資金を証明する資料が添付されています。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。
- 議 長 ありがとうございます。
整理番号61番につきましては、議席18番 田畑委員から説明をいただくところですが、本日は急用により欠席です。
続いて区域番号18番 頓宮推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読をお願いします。
- 事 務 局 意見書を朗読します。
議案第166号5条申請整理番号61番について、今回の土地は茶畑であり譲渡人が相続により受けた土地であり少し遠地に嫁いでいるため、茶園の管理は難しく、去年までは管理を他の人にしてもらっていたが、近年の茶価の低迷により管理不能ということで返却をされました。今後は荒れ放題になるところ、今回の譲受人

が運送業でダンプカーを増台され、以前に隣地をダンプ置場として利用しておられ、今回事務所用地として利用したいとのことで売買が整いました。今のままでは荒れて近所の迷惑にもなるのでこの利用が最適と考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いたします。

山下委員

5番、山下です。参考図29ページの申請地に地番が書いてあるが、2752、2753、2754、2756とあり2755はどこにあるか。地番の跳んでいるケースはたくさんあるが、このように連坦しているので2755は横にあるのか、公図上はどのようにになっているのか。

事務局

2755ですが、参考図29ページ地図では申請地の右側、ちょうど2754と書いている辺りが2755となります。

議 長

よろしいか。

山下委員

はい。

事務局

他にご意見ございましたらお伺いたします。

委 員

【異議なしの声】

議 長

ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号61番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員

【挙手全員】

議 長

挙手全員でございます。

よって、整理番号61番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議案第166号については、以上であります。

議 長

続きまして、議案第167号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

なお、議席3番川村委員におかれましては、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限により、当案件の審議の間、退席を求めます。

【川村委員 退席】

議 長

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第167号をご説明申し上げます。議案書は11ページからとなります。

今月の決定は48件で、借り手、貸し手、利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等につきましては、利用権設定等の明細のとおりでございます。議案書の12ページから14ページの利用権等設定集積書総括をご覧ください。設定する利用権の種類について、賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数48名、借り手は実人数8名、面積は140,891平方メートルとなります。また借り手の経営状況につきましては、26ページの一覧のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長

ありがとうございました。

ただ今、事務局よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員

【異議なしの声】

議長

ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第167号について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員

【挙手全員】

議長

挙手全員でございます。

よって、議案第167号につきましては、原案のとおり可決し、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をします。

議案第167号については、以上であります。

それでは、川村の入室、着席を求めます。

【川村委員 入室・着席】

議長

続きまして、議案第168号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案168号に入る前に本日お配りいたしました「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の概要（説明）について説明いたします。

まず趣旨ですが、都市住民等への趣味的な利用を目的とした農地の貸付けについて、農地法等に関する特例を措置するものであります。

概要ですが、特定農地貸付として、市民農園の利用者への貸付けとなり、面積が10アール未満の農地の貸付けで相当数の者を対象として定型的条件で行われること、また営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること、貸付期間が5年を超えないこととなります。

特定農地貸付の実施主体ですが、今回は農地を借り受けてする主体でありますので、地方公共団体等と貸付の協定を結ぶことが必要となります。開設者および農地の所有者、地方公共団体が市民農園に供する土地の適切な管理、そして運営の確保、農地が周辺地域に支障を及ぼさないことへの確保、および市民農園の中止・廃止する場合の農地への復元等について協定が結ばれます。その協定に基づき、特定農地貸付けの承認として、申請書に貸付規程および貸付協定を添えて農業委員会へ承認申請されます。農業委員会は、承認申請が農地の周辺の地域における農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ適当な規模を超えないものであること、募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること、特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切か審査いたします。なお、審査に基づく農地法等の特例ですが、農地法第3条の許可の規定の適用を除外すること、農地法第17条の法定更新や同法第18条の解約の制限等の適用を除外することとなります。

市民農園として不特定多数の方に貸し出す場合、市と開設者および農地の所有者が貸付協定により円滑な運営をすることについて審査するものでございます。

では議案に戻ります。議案第168号をご説明申しあげます。議案書は27ページから、参考図は31ページから33ページとなります。

申請者は、甲賀市長と貸付協定を締結され、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定により、市民農園を開設するため申請されました。

申請内容を確認したところ、同法第3条第3項に規定する農地の周辺の地域における農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ妥当な規模を超えないもの、募集及び選考の方法が公平かつ適正なもの、特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものとして、承認相当と判断いたしました。

なお、募集方法また開設規模は全体で20アールですが、個々の貸付は1アール未満ですので、特に支障はないものと考えております。また募集方法、選考については市ホームページ等で公表し、先着順となっております。

事務局で審査しましたところ、適法なものとして判断いたしました。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、事務局より説明がありました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

川村委員

3番、川村です。農地法上のことは特に問題もないと、今の説明のとおりだと思います。ただ、参考に市民農園ということで10区画、メリット、デメリットがあればわかる範囲で結構ですのでお聞きできたらと思います。

事務局

市民農園ということで、不特定多数の近郊住民への貸付になりますが、近隣に住宅団地があり、そちらからの引き合わせもあると聞いております。利用に際してはホームページ等で広く一般に公表され市民農園としての開設には特に問題ないと考えております。

あくまでもここは趣味的な農地の貸付となりますので、いわゆる販売等は一切し

ないこととなりますし、貸付を受けた利用者に対しての耕作指導、指示等は開設者がされますが、開設者も認定農業者ですので、特段問題ないと考えているところで

す。
デメリットとしては特に途中作付けが終わられるとか、個々の開設者と借り受け者との貸借関係が考えられますが、規定に基づいた協定書を結ばれるので問題はないかと思っております。ただ、開設者が中止や廃止された場合の農地への復元については、しっかりと市と所有者と開設者が協議しなければいけないと考えているところで、耕作を終わられた後の考え方についても市と開設者が見ていかなければならないと思っています。

川村委員 何年か前に人口減少を食い止めるのに市民農園が有効であると言っておられたのを思い出したのですが、このような市民農園を駅周辺が望ましいのかわかりませんが、農地のない方には、区画を借りて畑作業を楽しまれるのにはいいことであると思います。

山下委員 この法律はいつごろできたものでしょうか。農業委員会でこの案件が出てくるのはいままであまりなかったので、新しい法律でしょうか。

事務局 この法律の制定は平成元年9月11日です。平成23年の6月に水口町の山地先で、同じ特定農地貸付による市民農園の承認がございます。

議長 他にご質問はございませんか。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第168号について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、議案第168号につきましては、原案のとおり可決します。

議案第168号については、以上であります。

議長 続きます、議案第169号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による甲賀農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第169号をご説明申し上げます。議案書は29ページから、参考図は34ページから43ページとなります。

今回の農用地区域の変更は6件で、土地の所在・面積・変更理由等につきましては、議案書のとおりでございます。

内容は、耕作放棄地、荒廃した原野が1件、駐車場が2件、自己用住宅が2件、認定こども園が1件であります。なお、駐車場の内訳といたしましては、住宅用と公民館用となっております。以上でございます。

議長

ありがとうございました。

ただ今、事務局より説明がありました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

瀧井委員

議席2番、瀧井です。20番についてお伺いします。これはどういう目的で計画を変えられるものですか。内容が判りかねます。

事務局

特に転用目的等は聞いておりませんが、もともと畑だったと思われるのですが、耕作放棄されて年月が経ち、現況が原野となっていることから、今後管理ができないと所有者から農用地を外す申請があったものです。

川村委員

3番、川村です。進入路、駐車場等が出てきていますが、見直し等ではなくて全然違うところから案件が出てきているのか、その辺りをお聞きしたい。

事務局

今回は特定の利用目的があるものについて、個々で農用地区域の変更について、申請されたものであります。議案書にもありますように、自己用住宅の一部、公民館の駐車場また認定こども園等の別々の転用目的があり、変更の申請があったところです。あわせて除外後に農地法の手続きがあると考えております。

倉田委員

10番、倉田です。議案で審議に付しますとありますが、農業委員が承認した書類上でそういう部分があるのですが、この部分で承認し、次の転用が出てきた時にそれは否であるか言えるのかどうか。これで線引きから外すのと転用と連動するのかがどうか、その辺りはどうか。

事務局

今回は、農用地区域変更の承認であり、各担当区域の農業委員からの同意があります。今後の農地転用につきましては、農地法の許可基準に基づいて処理させていただきます。転用目的・申請等、農地法の審査に基づいて適法であれば許可相当となると思います。それ以外であれば、できないという判断もやむを得ない場合があります。

森地委員

8番、森地です。この図面を見ると、私どもの近くで幸ヶ平の県の茶畑かと思うのですが、このような計画の変更をされるということについて、この場所に人が入らないための柵等を設けられるのか。ここらにたくさん産廃を捨てて来ることが最近まであったと思うのですが。また雨水の関係も、巖峨の方に流れてくる可能性も十分あります。その対策もきちんとしていただかないと、農業用水に使用されておりますし、野洲川に放流されていますので、その辺りの兼ね合いも説明いただきたい。

事務局

対象地の20番のことをおっしゃられていますか。

- 森地委員 そうです。新城の方になるのですか。すいません、場所を見間違っており、失礼いたしました。
- 事務局 今回は、農用地の区域の変更についての審議となります。今後、開発やの転用等があれば委員のおっしゃられていることは、個別の法律に基づく許可、措置等が必要になります。
- 議長 他にご意見、ご質問はございませんか。
- 委員 【異議なしの声】
- 議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第169号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。
よって、議案第169号につきましては、原案のとおり可決し、市へやむを得ない旨の通知をします。
議案第169号については、以上であります。
- 議長 続きまして、**議案第170号「令和2年度委員農地パトロール計画（案）について」**を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第170号「令和2年度委員農地パトロール計画（案）について」説明いたします。
今年度も、優良農地の確保並びに農地利用最適化の推進を図るため、農地パトロールを実施します。
まず委員パトロールは、農地利用最適化推進委員は、年間を通じて月1回以上巡回いただき、荒廃農地の発生また解消及び農地転用・形状変更・無断転用などを確認します。なお、農業委員との連携については、地域ブロックで調整をいただきます。推進委員は、毎月パトロール実施後、担当区域の農業委員に報告書を作成し、提出します。農業委員は報告書を作成し、当該区域の農業委員は翌月総会までに会長に提出をします。また農地のあっせんなど相談があった場合は、農業委員及び中間管理機構等と連携し、担い手への農地集積を図っていただきたいと思います。
- 議長 続きまして2番の農地利用状況調査・荒廃農地の発生解消調査・農地利用意向調査は、今年度は9月から来年3月までの実施とします。農業委員及び推進委員は、農地利用状況調査地図を基に担当区域全域を調査し、農地の利用状況及び荒廃農地の発生・解消等を記入します。その報告書は11月上旬までに会長に提出し、農地利用状況調査を市長に通知するとともに、必要に応じて荒廃農地のA分類の遊休農地の所有者に農地利用意向調査を実施します。
- 議長 3番の地域パトロールは、今年度は6月と12月に実施します。令和元年度以降

に許可した農地転用の適正な実施を確認するとともに、未転用箇所を早期着手を指導します。これ以外に確認が必要と判断する箇所は、地域ブロック会議で調整します。農業委員の地域代表者は、パトロール終了後に報告書を会長に提出します。

4番の農業関係機関合同パトロールは、県・市・JA等の関係機関と荒廃農地A分類の解消事業等を調査し、指導や解消に向けた意見交換を実施します。

5番の役員パトロールは、3月下旬に実施し、令和2年度の転用許可又は予定の箇所、及び確認が必要と判断する箇所等を選定し、現地を調査します。また、指導が必要な箇所を担当区域農業委員及び推進委員に指示をします。

このとおり、令和2年度の委員パトロールについて計画（案）としてあげさせていただきました。以上でございます。

議長

ありがとうございました。

ただ今、事務局より説明がありました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

川村委員

3番、川村です。役員パトロールで、農地転用許可又は予定の箇所を指定されて指導が必要な箇所があった場合は、担当区域の農業委員、推進委員に指示すると書いてありますが、過去に事例はありましたでしょうか。

事務局

役員パトロールでの状況確認で一部土砂が崩壊して周辺農地に影響等が出ている箇所等がございました。担当区域農業委員へ指示をしていただき、是正いただいた経過は過去にございます。

あわせて今年度は、事務局に対して指示があった箇所もございます。

川村委員

3番、川村です。4番の荒廃農地A分類の遊休農地の解消事業等調査のところですが、私ども農業をしておりますが、谷の奥から荒れてきている状況で、大変な時期を迎えております。もう既に遊休農地である場合は、ほとんど、どちらかというところと不可能というのか、とてもでないが無理という印象があります。そういう所ではなくて、解消事業等がある所に行かれて意見交換をされるということなのか、お聞きしたい。

事務局

遊休農地の解消された農地を関係機関で確認をし、意見交換を行います。農業委員は、この解消事例が他のエリアで応用できないのかも含めて意見交換をしているところです。なお、令和元年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止の関係で対象地はありましたが、事業は実施しておりません。

山下委員

5番、山下です。3番ですが、地域パトロールの6月と12月実施について、実施時期の説明を詳しくお願いしたい。

事務局

役員会でご意見をいただき、6月については令和元年度に転用を実施した所、未着手また指導を含めたパトロールを実施いただきます。12月は次期農業委員となりますが、指導着手また課題箇所につき、継続してパトロールを実施していただきます。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第170号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第170号につきましては、原案のとおり可決します。
議案書の(案)を消していただくとともに、今年度はこの計画に基づいて農地パトロールを実施することとします。委員皆様のご協力をお願い申し上げます。
議案第170号については、以上であります。

議 長 続きまして、報告案件に入ります。
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告をいたします。調書は35ページからとなります。届出地は参考図の44ページから46ページとなります。
まず、農地法第4条の届出は44ページ、転用目的、内容は資材置場が1件です。
続きまして農地法第5条の届出は、参考図は45ページ、46ページとなります。3件の報告で、転用内容につきましては、駐車場が1件、資材置場が1件、一般住宅が1件です。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
報告案件は以上であります。ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

西田委員 4番、西田です。先ほどの農地パトロールの計画が通りまして、これに基づいて農地パトロールをすることになりましたけれども、本日お越しの推進委員の方はお聞きいただいておりますが、他の推進委員の方にはどのような形で伝えていただけますでしょうか。

事 務 局 総会で議決されましたので、各推進委員にはこのパトロール計画を郵送させていただきます。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

議 長 特にご質問等もございませんので、これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。
推進委員におかれましては、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

た。

ここで一旦、休憩とします。再開は15時55分といたします。

【休憩】

議 長

それでは、会議を再開します。

これより報告事項に入ります。

最初に、**報告事項1の「副会長報告事項」**ですが、本日欠席ですので、私よりご報告いたします。

副 会 長

- ・役員パトロール（3月23日）の結果について
- ・委員農地パトロールの結果について

議 長

続きまして、**報告事項2の「事務局報告事項」**について、お願いします。

事 務 局

- ・農地利用最適化推進委員の応募状況について
- ・別段の面積（下限面積）の周知について
- ・前回総会から次回総会までの「経過と予定」について
- ・甲賀市農業委員会活動方針の公開について
- ・令和2年度農事改良組合長会議の延期について
- ・令和2年度事務局職員について

事務局長 伊藤 勲

局長補佐（農地担当） 松井 章

農政係長 谷川 智彦

農地係 主査 和田 崇裕

主事 前田 成吾

議 長

ありがとうございました。報告事項は以上です。

ここで皆様方より総会全体を通して、何かご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長

特にご質問等もございませんので、以上で本総会の議事は全て終了いたしました。

ご審議いただきありがとうございました。

甲賀市農業委員会総会会議規則第21条第2項の規定により署名する

議 長

議事録署名人

議事録署名人
